

公益財団法人山田長満奨学会
平成29年度 第1回評議員会議事録

1 開催日時

平成29年3月18日(土) 午前11時00分から午前12時00分

2 会場

新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル15階
株式会社経理バンク内

3 評議員現在数及び定足数並びに出席評議員数及びその氏名

評議員現在数 5名 定足数 3名

出席評議員数 5名

出席した評議員の氏名 井原祥雅 高梨大志 箕輪哲治 河村高平 宇田川麻美

出席した監事 一之瀬卓 高橋秀彦

4 議題

第一号議案 平成29年度事業計画承認の件

第二号議案 平成29年度収支予算承認の件

第三号議案 事務所の変更に關する件

第四号議案 定款第27条第2項変更の件

第五号議案 定款第29条第6項変更の件

第六号議案 公益財団法人山田長満奨学会奨学金給付選考規程改定の件

第七号議案 公益財団法人山田長満奨学会財産運用管理規程制定の件

第八号議案 公益財団法人山田長満奨学会基本財産管理規程制定の件

第九号議案 公益財団法人山田長満奨学会経理規程制定の件

第十号議案 公益財団法人山田長満奨学会寄附金取扱規程制定の件

第十一号議案 公益財団法人山田長満奨学会倫理規程制定の件

報告事項 平成29年度奨学生選考結果報告の件

5 議事の経過の要領と結果

(1)開会宣言

定刻午前11時、評議員議長井原祥雅が議長席につき開会を宣言した。

(2)議決権等の報告

議長は、本日の出席評議員数を事務局から報告させ、本評議員会の決議事項すべてについて、決議に必要な定足数を満たしている旨を報告した。

(3)議事進行についての説明

議長は、議事進行の秩序を保つため、評議員の決議事項についての質疑・発言は各議



案の内容説明の後にお願いしたい旨を述べた。

また、評議員の質疑・発言については、議長の指名の後に言うようお願いしたい旨を述べた。

(4) 第一号議案 平成29年度事業計画承認の件

議長は、第28期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業計画の内容について、別紙資料に基づき報告した。審議の結果、原案通り出席評議員全員の満場一致にて承認した。

(5) 第二号議案 平成29年度収支予算書承認の件

議長は、第28期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)収支予算書の内容について、別紙資料に基づき報告した。審議の結果、原案通り出席評議員全員の満場一致にて承認した。

(6) 第三号議案 事務所の変更に関する件

当法人の事務作業を効率化するため、主たる事務所を東京都世田谷区から神奈川県川崎市に変更、また、従たる事務所を神奈川県川崎市から東京都新宿区に変更することが提案された。

変更前事務所

主たる事務所 東京都世田谷区成城六丁目28番18号

従たる事務所 神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目1番1号

変更後事務所

主たる事務所 神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目1番1号

従たる事務所 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

審議の結果、原案通り出席評議員全員の満場一致にて承認した。

(7) 第四号議案 定款第27条第2項変更の件

当法人の事業運営効率化のため、定款第27条第2項を以下のように変更することが提案された。

定款第27条第2項変更前

「理事のうち、1名を理事長とし、3名以内を副理事長、専務理事及び常務理事とすることができ、それぞれ、副理事長、専務理事及び常務理事各1名とする。」

定款第27条第2項変更後

「理事のうち、1名を理事長とし、3名以内を副理事長、専務理事及び常務理事とすることができ、それぞれ、副理事長、専務理事及び常務理事各1名とすることができる。」

審議の結果、原案通り出席評議員全員の満場一致にて承認した。

(8) 第五号議案 定款第29条第6項変更の件

当法人の事業運営効率化のため、定款第29条第6項を以下のように変更することが提案された。

定款第29条第6項変更前

「代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」

定款第29条第6項変更後

「代表理事または業務執行理事は、3箇月以上の間隔を空けて2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」

審議の結果、原案通り出席評議員全員の満場一致にて承認した。

(9) 第六号議案 公益財団法人山田長満奨学会奨学金給付選考規程改定の件

当法人の規程を整備するため、公益財団法人山田長満奨学会奨学金給付選考規程を改定することが提案された。

審議の結果、公益財団法人山田長満奨学会奨学金給付選考規程を改定することを出席評議員全員の満場一致にて承認した。

(10) 第七号議案 公益財団法人山田長満奨学会財産運用管理規程制定の件

当法人の規程を整備するため、新たに公益財団法人山田長満奨学会財産管理運用管理規程を制定することが提案された。

審議の結果、公益財団法人山田長満奨学会財産管理運用管理規程を制定することを出席評議員全員の満場一致にて承認した。

(11) 第八号議案 公益財団法人山田長満奨学会基本財産管理規程制定の件

当法人の規程を整備するため、新たに公益財団法人山田長満奨学会基本財産管理規程を制定することが提案された。

審議の結果、公益財団法人山田長満奨学会基本財産管理規程を制定することを出席評議員全員の満場一致にて承認した。

(12) 第九号議案 公益財団法人山田長満奨学会経理規程制定の件

当法人の規程を整備するため、新たに公益財団法人山田長満奨学会経理規程を制定することが提案された。

審議の結果、公益財団法人山田長満奨学会経理規程を制定することを出席評議員全員の満場一致にて承認した。

(13) 第十号議案 公益財団法人山田長満奨学会寄附金取扱規程制定の件

当法人の規程を整備するため、新たに公益財団法人山田長満奨学会寄附金取扱規程を制定することが提案された。

審議の結果、公益財団法人山田長満奨学会寄附金取扱規程を制定することを出席評議員全員の満場一致にて承認した。

(14) 第十一号議案 公益財団法人山田長満奨学会倫理規程制定の件

当法人の規程を整備するため、新たに公益財団法人山田長満奨学会倫理規程を制定す

ることが提案された。

審議の結果、公益財団法人山田長満奨学会倫理規程を制定することを出席評議員全員の満場一致にて承認した。

(15) 報告事項 平成29年度奨学生選考の件

第28期奨学生(平成29年4月1日～平成30年3月31日)は、8月1日から12月2日までの募集期間に144件の応募があり、奨学生選考委員会の選考を踏まえ6名に決定した。これにオレゴン大学留学生(毎年9月～8月期)を1名加え、合計7名を選考した旨を報告した。該当する奨学生の選考過程及び名簿リストをふまえて行った審議の結果、選考結果の通り出席評議員全員の満場一致にて平成29年度奨学生の合格を承認し、理事長に最終的な判断を委任することを承認した。

(16) 閉会宣言

正午12時00分、議長は評議員会のすべての報告事項及び決議事項の審議が終了したので、閉会を宣言した。

平成29年3月18日

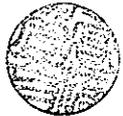
評議員議長 井原 裕祖 

出席評議員 身田川 麻美 

同 河村 高平 

同 高梨 大志 

同 築輪 哲治 

出席監事 高橋 秀彦 

同 一之瀬 年 

